

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第52号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(不用の決定及び処分) 第30条 略 2・3 略 4 出納機関の長は、取得価格が200万円以上又は <u>売却予定価格</u> が50万円以上の不用品を処分しようとするときは、不用品処分承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、 <u>機器等の更新によって不用となった機器等を処分する場合又は試験研究機関が飼養していた牛を処分する場合は、この限りでない。</u>	(不用の決定及び処分) 第30条 略 2・3 略 4 出納機関の長は、取得価格が200万円以上又は <u>見積価格</u> が50万円以上の不用品を処分しようとするときは、不用品処分承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、試験研究機関が飼養していた牛を処分する場合は、この限りでない。

#### 附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。